三鑛勞組機關紙

発行所　三池炭鑛勞働組合　大牟田市不知火町

編集兼発行人　平島敏治
印刷人
印刷所　三鑛勞組印刷工場

組織強化に新構想
徹底闘爭の態勢を決定

福炭勞第二回臨時大會は一月二十一日から三日間福岡市の勞働會館大會議室で開催されたが時恰も彈壓三法の議會上提を目前に徹底闘爭の氣運が全國的に盛り上りつゝある折柄ではあり十數項目に及ぶ議題を繞つて開會勞頭から激論が展開され百二十余名の代議員は闘う福炭勞を強化すべく大要次の審議事項を決定した。

第1日　スローガン採擇で波亂
講和、安保條約廢棄を決定

大會第一日は池田議長(三池)開會長より夫々両條約廢棄をことさら会を宣言するや直頭執行部より提ら追加しなくとも既にその廢棄はスローガンに対し講和、安保両條約の廢棄を追加すべしと提議あり、江口執行委員長、山本事務局長は左記的に強く「斯る闘爭指標」を掲げざるを得ない根本の原因は両條約の締結にあり、病源を断たざれば永久に勞働者の解放はあり得ず…」との見解に立脚し採決の結果賛成七五、反対五、保留三五の絶対多數で追加を決定した。

続いて地方本部一般報告、吉河紡績、九州地方本部設立、彈圧法反対闘爭等重要事案の審議を終了した。

第2日　會費6圓20錢に引上
機性者救濟規程即時適用

第二日は懸案の補正予算、救濟規程が決定を見た外組織の部合上一部の負担増加を伴ふ會費の値上げ問題、九州地方本部設立、彈圧法反対闘爭等重要事案の審議を終了した。

補正豫算

一月～五月間の補正予算に就ては予定執行部より七円八〇錢案(現行五円)を提出していたが各單組とも上部負担に悩んでいる現状も考慮に入れつゝ組織の強化と闘える予算を組まねばならない立場にあり、通信費、通信物品の値上げ分と賃金上昇による人件費の増額は止むを得ない外その他は現行を我慢して賄うことゝして六円二〇錢を決定した。尚この措置に伴う諸規程の改正は次期地方委員会に一任

救濟規程

彈圧法は勿論のこと勞働運動に対する圧迫と闘う為には全勞働者があらゆる犠牲を排して挺身しなければならないのが実情であり、その為には組合並にその家族でも組合運動の為に蒙った犠牲に対しては組合自身の手で救済する覚悟が必要である。

この覚悟の具体化として総に全国大会より一任されていた救濟規程に対しては次の通り決定した。

○第一條　目的
この規程は組合員並にその家族が組合運動のために犠牲を蒙ったときに救済することを目的とする

○第二條　適用範囲
1、死亡　2、負傷又は疾病　3、檢束、逮捕、拘禁、收監　4、科料、罰金　5、行政又は司法上の処分について係爭中の場合　6、解雇又は懲役　7、その他特に救済を必要と認められるとき

○第三條　実施期日
この規程は昭和二十六年十二月十日より実施する

○第四條　適用対象
この規程の適用は闘争指導として次期大会までは中央及他方本部役職員に限る。但し中央指令に基く治安三法制定、勞働二法改悪反対闘爭に限り第一條の適用対象とする。

○第五條　救濟費
1、救濟内容(略)
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第三十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第四十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第五十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第六十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第七十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第八十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第九十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百二十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百三十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百四十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百五十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百六十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百七十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百八十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第百九十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百二十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百三十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十一條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十二條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十三條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十四條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十五條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十六條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十七條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十八條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百四十九條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。

○第二百五十條　救濟費の支給
1、救濟費は中央及他方本部の予算内とする。
2、救濟費は中央及